

台湾における問題点と要望

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
8 投資受入機関の問題	日化協	(1)	進出時の誓約書の要求	工場を設立するにあたり、現地機関から誓約書(保証について)を要求されたが、その中で知財に関する非侵害等の保証条項があった。知財の分野は保証が難しい()。この為、努力義務等への変更を試みたが、硬直化しており一切の変更が認められなかった。さらに万が一、トラブルが生じた場合の判断も裁判所の判断だけではなく、現地機関の判断も入る。特に、現地機関側から誤った判断が下される可能性が否定できない等、知財の観点からは不安定な状況となっている。 ()知財分野は権利の有効性を始め、侵害非侵害の判断、他社特許調査の限界等、予見可能性の低い分野である。よって保証が難しく、保証しないのが一般的なプラクティスと考える。	現地機関は知財に関する知見が乏しく、また組織が硬直化。実情に合わせた適正な誓約書となるように、知識レベルの向上や柔軟性の向上。	
9 輸出入規制・関税・通関規制	時計協	(1)	高輸入関税	腕時計の輸入関税が最大5%と高い。 (継続)	関税の撤廃を要望する。	関税法
	日機輸	(2)	中台FTAによる中国製品との関税格差	台湾は中国とECFA(两岸経済協力協定)を締結しており、製品の輸入関税が日本製品より低い。台湾と中国との間の関税がなくなり、規格も近づく可能性が高いので、中国製の安い商品との競争になる。 (継続)	日台間の自由貿易協定の締結。	
	日機輸	(3)	税関により異なる関税率	税関によって同じ製品でも関税が異なり通関が困難。 (継続)	税官吏の知識向上。 基準の明確化。	
	日鉄連	(4)	I/L制度	2002年4月15日、鉄鋼製品に対して輸入申告の義務付け(471品目)。 2004年10月19日、輸入申告制度撤廃(465品目)。 政府の貿易推進政策に加え、鉄鋼製品の不足を考慮して決定した。残り6品目(鉄筋、H形鋼など)は、公共工事の安全品質を考慮し、撤廃せず(適用持続)。 (継続)	制度の撤廃。	
	日鉄連	(5)	原産地証明書の提出要求	2017年11月7日、經濟部国際貿易局が2017年12月1日より65品目の輸入鉄鋼製品を対象に原産地証明書が必要である旨、公告。		貨品輸入管理弁法第11条 經濟部国際貿易局公告 貿服字第1067030635號
	日機輸	(6)	本人入国前到着荷物への課税	本人入国前に荷物が台湾に到着すると全量課税となる。 (継続)	規制の撤廃をして頂きたい。	
12 為替管理	日機輸	(1)	クロスボーダーの為替・資金取引規制	資本流出規制により、台湾ドルを国外に持ち出すことが禁止されている。また、居住者と非居住者間(インターカンパニー)での資金貸出、預入実施に制約がある(当局の認可が必要)。	外国為替取引の自由化をして頂きたい。 居住者と非居住者間での資金貸出、預入の自由化をして頂きたい。	外国為替管理法

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14 税制	日機輸	(1)	国税当局の税務調査の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税収不足を補うための一つ的手段として、台湾国税当局による企業への税務調査における査察姿勢が近年、非常に強硬なものとなってきている。(変更) ・ 繁体字の仕訳明細を全て紙で10年分保管するなど、経理関連書類規定が厳しいため、弊社の様なグローバル企業では台湾独自の対応が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 台湾島内の投資環境を整備することにより企業活力を活性化させるほか、内需型への産業構造の転換に向けた政策実施等により、根本的な税収不足を補い、上記問題を解決してほしい。 ・ 経理帳票の電子化保管を認める及び言語制限の緩和。 	
	日機輸	(2)	税務と財務の差異	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税務上と財務上で差異が多い。例えば、売上に対する為替レートに関して、台湾では三旬(上旬、中旬、下旬)レートに基づいて計算する等財務との違いがある。(継続) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際基準に則した税制として欲しい。 	
	日機輸	(3)	所得税法改正による営利事業所得税税率の引上げ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所得税法改正により2018年度から営利事業所得税税率が現行17%から20%に引き上げ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税率引き上げにより負担が増えるため、その他税制優遇等で国際競争力を向上させてほしい。 	
	日機輸	(4)	未処分利益への所得税課税の不合理的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当年度の利益を配当せずに留保した場合、未処分利益に法人税10%(今後は5%)が追加的に課される。(変更) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未処分利益に対する課税の廃止。 	
	建産協	(5)	税金還付申請の煩雑・遅延	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2017年より投資所得に対する源泉税が20%から10%に減免されたが、適用をうけるために必要な書類が多く、特に以下の書類は不要としてもらいたい。 居住者証明の原本 受益所有者証明 ・ 2017年1月1日より日台租税協定が適用された。そのなかで源泉税の徴収に関しては、まずは20%の源泉税を支払い、その後、10%の税金還付申請を行うことになっている。個別での申請が必要となり、還付されるまでの期間も長いことが予想されるため、管理上負荷が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の書類は不要としてもらいたい。 居住者証明の原本 受益所有者証明 ・ 10%の還付を事前申請できるようにしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日台租税条約
	日機輸	(6)	租税条約の適用手続の煩雑	<ul style="list-style-type: none"> ・ PEを有しない日本法人による台湾での技術的役務提供については、台湾の国内法に基づき20%の源泉税を徴収されるが、日台租税協定を適用(事業所得)することで免税(0%)になる。ただし、租税協定を適用するための申請手続き(契約書の翻訳等が必要)が煩雑であること、また申請に相当な時間及びコストを要し、費用対効果で申請をあきらめることがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 租税条約の適用の申請の際に、居住者証明書等の基本書類の提出に限定し、契約書の翻訳等の添付を省略していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日台租税協定
15 価格規制	日機輸	(1)	公共料金の上昇	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道光熱費の上昇が続く、原材料費の変動が価格上昇につながっている。(継続) 		
16 雇用	日機輸	(1)	技術者、管理者の人材不足	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術の低さ、賃金の問題で、過去数年の間に多くの台湾人が就労のため海外に流出し、技術人材と管理職が不足している。(継続) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ (台湾への)技術移管と妥当な給与の設定。 ・ 投資環境整備。 ・ 人材が集まる環境を作って頂きたい。 	

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
16	日機輸	(2)	勤務時間規制	<p>・現行労働基準法で1日の労働時間(12時間制限)や残業時間(月46時間)が制限されているが、24h x 365日で稼働している産業機器の突発的なトラブルシュートの際に、この制限により、顧客に十分満足いくようなサービスが提供できないこと。 現在も進展なし。(2018年1月時点)</p> <p>(継続)</p> <p>・前年度の労働法改正について一例一休という完全週休2日制の法制化及び月の残業制限46時間の上限により勤務時間の制約、労務コストが増加。更に2018年1月に改正となり、一例一休制度の見直し、残業時間制限の変更等があり、度重なる法律改正で対応が必要。 ・販売会社にとって営業職の残業業務判断が難しくなる。事業開発や売り上げに繋がらない人件コストが増える。</p> <p>(継続)</p>	<p>・半導体/FPD工場サポートは、規制対象外グループにカテゴリーを変更してほしい。</p> <p>・2018年1月の労働法改正では、一部見直しがあったものの、所定労働時間や休暇日の設定については更に弾力的な法整備が望ましい。</p>	<p>・労働基準法第32条</p> <p>・労働基準法24条、32条、34条、36条、37条、38条</p> <p>・労働法 第24条、第36条</p>	
	日機輸	(3)	有給休暇の改定	<p>・労働者の残った有給休暇に対して使用者が買い上げ制度の導入により労働者に過労を与えてしまう恐れもある。シフトや社員の有給休暇に関する使用管理は確実にマネジメントを行わないと無駄な人事コストが増える。</p> <p>(継続)</p>		<p>・労働法 第38条</p>	
	日機輸	(4)	日本人学校の不備	<p>・新竹地区はTSMCに代表される台湾半導体ビジネスの本拠地である。多くの日本企業が進出し、駐在員を長きに渡り、継続的に派遣している。家族帯同駐在員にとっては現地での子女教育が課題になるが、新竹には日本人学校がなく、駐在機会の損失や単身赴任、そして台湾国内他方面からの遠距離通勤を余儀なくされている(台湾内日本人学校所在地は台北、台中、高雄。新竹にもインターナショナルは数校存在する)。 現在も進展なし。(2018年1月時点)</p> <p>(継続)</p>	<p>・日本企業の進出支援、更なる発展へ向けた駐在員環境改善案の一つとして、台湾新竹における日本人学校の設立を政府関係機関へ働きかけいただきたい。</p>		
	日機輸	(1)	特許法における間接侵害の規定の不備	<p>・台湾の特許法上には間接侵害の規定がないため、他人が特許製品の生産にのみ用いる物(専用部品)を生産、販売することや、特許方法の使用にのみ用いる物を生産、販売等することに対する特許権者がとれる手段が限られる。</p> <p>(継続)</p>	<p>・間接侵害に関する日本やアメリカなどの特許法と同等な規定の新設。</p>		
17	知的財産制度運用	日機輸	(2)	特許申請におけるデジタルアクセスコード提出手続の過重な負荷	<p>・台湾へのパリルートによる出願時には、優先権証明書の提出義務があるため、日本の出願人は日本特許庁への優先権証明書の発行申請と台湾へのオリジナル優先権証明書の郵送をする必要があり、手続きの負荷が大きい。なお、2013年12月に優先権書類データの電子的交換の制度が日台間で始まったので、郵送の代わりに電子的交換を利用することも可能となった。現在、弊社では優先権証明手続きにデジタルアクセスコードを提出することで提出の負荷は軽減されたものの、手続きの負荷は残っている。</p> <p>(内容・要望ともに変更)</p>	<p>・二庁間PDXのように、優先権証明手続きについて、出願人の手続きが不要な仕組みを希望いたします。</p>	<p>・台湾 専利法(29条)日台特許等優先権書類電子的交換了解覚書(2013年12月から運用開始)</p> <p>http://www.ipo.go.jp/tetuzuki/t_tokkyo/shutugan/tipo.htm</p>

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」、「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
19 工業規格、基準安全認証	日機輸	(1)	CNS検査・サンプル輸入手続の煩雑	・CNS検査に多くの時間とコストがかかる。 展示サンプル輸入等の手続も依然として手間と工数がかかる。 US\$1000以内という規定が適用されにくい。 6ヶ月以内同品番/仕様の商品の輸入を禁止。 (継続)	・JIS規格取得製品の、検査なしでの台湾への輸入を可能にしていきたい。 ・サンプル輸入手続制度の緩和。 ・一部のJIS製品の認可が緩和されたが、検査なしの範囲を拡大してほしい。	
	日鉄連	(2)	適合性評価手続き	・2013年8月8日、標準検閲局(BSMI)が溶融亜鉛めっき鋼板/コイルに対する適合性評価手続きを導入する旨、WTO TBT通報。 2013年12月25日、BSMIが上記品目に対する適合性評価手続きを2014年3月1日より導入する旨、官報ドラフトを公布(中国語のみ)。 なお、再輸出向け、自動車/自動二輪用は適用除外。 2014年5月28日、BSMIが本適合性評価手続きの導入を廃止する旨、官報告示。(今後の導入については当局が業界関係者と協議、検討中。) (継続)	・措置導入の見合わせ。 ・適切な適用除外規定の設置。	・商品検査法 ・商品検査登録法
22 環境問題・廃棄物処理問題	日機輸	(1)	独自のリサイクルマーク(電池)	・資源の有効利用や廃棄物による環境汚染の防止のため、各国、各地域でリサイクルに伴う法規制が成立している。電池においても同様であり、様々なマークを電池本体や電池を同梱する製品の取扱説明書への表示が義務付けられている。電池及び電池使用製品のメーカーにとって、それらを間違いの無いように管理することが大きな負担になっている。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">日本  Li-ion</div> <div style="text-align: center;">欧州 </div> <div style="text-align: center;">米国 </div> <div style="text-align: center;">台湾 </div> <div style="text-align: center;">ブラジル </div> </div> (継続)	・各国独自のマークを採用するのではなく、統一された世界標準を作成する動きをして頂きたい。	
	日機輸	(2)	廃棄物管理の不十分	・廃棄物処理の管理が効果的になされていない。 (継続)	・環境に関するより詳細な管理。	
	日機輸	(3)	製品への第三者認証の要求	・台湾は欧州RoHS指令にない国内法を導入しているが、製品の第三者認証を要求している。欧州RoHSはEN50581(IEC63000)に基づき、サプライチェーンでの適合宣言を持って順法を証明する手順が確立されており、企業はそれに従い自社の管理システムを構築している。 それにもかかわらず、第三者認証を要求することは法律の性質上順守を証明するものでないだけでなく、製品投入における遅延、コスト増などを招くことにつながる。	・国際規格に従った適合性評価を受け入れられるよう望む。	・UAE 2017-10 ・台湾 CNS15663
	日機輸	(4)	法令に記載のない指導、不十分な対応猶予期間	・当局にRoHS認証申請を行う際、法令に記載の無い指導を受けるケースが見受けられたり、会議(一致性会議)の決議事項が担当官により異なって解釈され、現場での混乱が生じている。 また、追加が予定されている対象品目のうち、車載用充電アダプター等以外の品目と比較し十分な対応猶予期間が設定されていない。(正式公告後、施行日(強制日)までの期間が約6か月) (内容・要望ともに変更)	・会議(一致性会議)の決議事項や当局の内部ルール等も、ガイダンス等の形で体系的に纏めた形で公表して頂きたい。 ・新規追加対象品目について十分な(1年以上)猶予期間を設定して頂きたい。	・商品検査法(商品検査法) ・CNS15663 電機電子類設備降低限用化学物質含量指引(電気・電子機器における使用制限化学物質削減ガイダンス)

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
23 諸制度・慣行・非 能率な行政手続	日機輸	(1)	損金算入証憑の 名称の不適當	・島外で発生した費用の損金算入証憑書類として、Invoiceという名称の請求書のみが認められている。 (継続)	・現状、通関の有無を問わず全てInvoiceでの決済となっているが、国際的商慣習に則りDebit Noteでの処理も認めて欲しい。	・財政部990830財北国税 審一第0990245351号
	日化協	(2)	食品包装への有 効期限表示義務	・昨年、法規制により、一部の食品包装が食品と同等扱いとされ、包装製品各々に品質保証の有効期限を明示しなければならなくなった。 現在、包装フィルムのロール毎にラベル添付を実施しているが、煩雑。	・各フィルムロールに、有効期限表示のラベル添付ではなく、出荷毎に、書類提出(各ロール番号に対する有効期限表示)等の代替法も可とする。	・食品及相關産品輸入查 驗弁法 第2条第3項目 ・食品衛生管理 第26条
24 法制度の未整 備、突然の変更	日機輸	(1)	インタンジブル規 制	・技術提供について明確な規制はないが、貨物に有形として付随した技術は規制対象と、とても曖昧な表現となっている点。	・技術提供の規制についての明確化。	・貿易法
26 その他	日機輸	(1)	公共料金の上昇	・政府施策により公共料金が上昇する懸念あり。 (継続)		
	日機輸	(2)	建築物の地震・水 害対策の遅れ	・大きい地震または水害で古くなった建築物が耐えない恐れが大きい。不動産市場は低迷しつつあり、全体の投資環境が悪くなる傾向がある。 (継続)	・土地の使用変更、古くなったマンションのリフォーム(都市更新)の政策推進、加速が必要である。	
	日機輸	(3)	中国の軍事、商事 面への影響	・中国による新政府への圧力があり、軍事、商事面で国民および企業に不安を与えている。 (継続)		